

旧与謝小学校施設概要資料

令和8年7月

与謝野町

与謝野町の紹介

- ・ 面積 : 108.38km²
- ・ 人口 : 18,644人(令和8年5月末)
- ・ 世帯数 : 8,729世帯
- ・ 観光入込数:333,772 人(令和7年実績)
(うちインバウンド宿泊客数) 2,031人



平成18年3月1日、加悦町・岩滝町・野田川町が合併し誕生した「与謝野町」は、京都府北部、日本海に面した丹後半島の尾根を背景とし、南は福知山市、東は宮津市、西は京丹後市、兵庫県豊岡市に接しています。大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、野田川流域には肥沃な平野が広がり、天橋立を望む阿蘇海へと続く、南北約20キロメートルの間に町並みや集落が連なるといふまとまりの良い地域です。

気候は、冬に降水量の多い日本海側の山陰型気候で「うらにし」と呼ばれる時雨が特徴ですが、春は桜、夏は新緑、秋は黄金色の稲穂と紅葉などの彩りに包まれ、また、冬は多くの水鳥が水辺に集います。川の流れや海の眺めが美しく、四季を通じて様々な景観を堪能できる地域です。

対象施設のある地域の紹介

壮大な大江山連峰に抱かれた
のどかな田園風景が広がります



旧与謝小学校のある与謝・滝・金屋地域は与謝野町の南部の自然豊かな農村風景が広がる地域です

東側には大江山連峰を望むことができ、四季折々の自然とその中で育まれた地域文化を随所に感じることができます

また、近年ではビールの原材料であるポップの生産など地域特産物の探求も積極的に行っており、新しい取り組みにも力を入れている地域になります



京都縦貫自動車道

与謝天橋立インターチェンジ
から自動車約35分

京都丹後鉄道

与謝野駅から自動車約20分

対象施設周辺の地域の状況

ちりめん街道



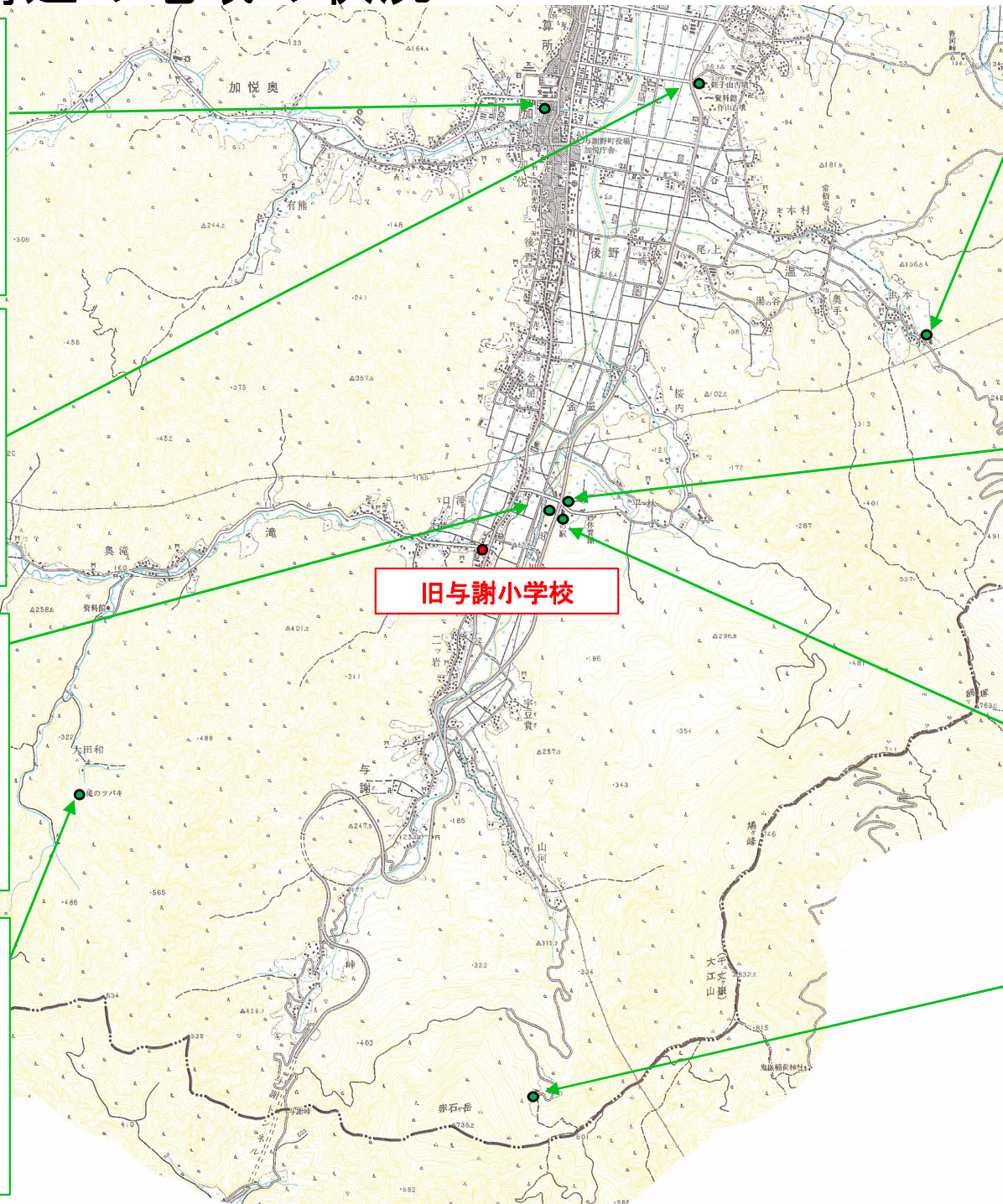
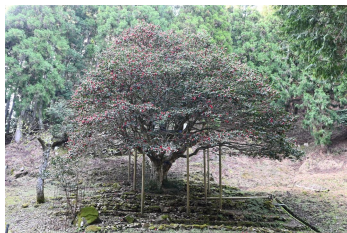
古墳公園



野田川親水公園



千年椿



かや山の家



大江山運動公園



道の駅



双峰公園 (キャンプサイト)



旧与謝小学校

旧与謝小学校の沿革

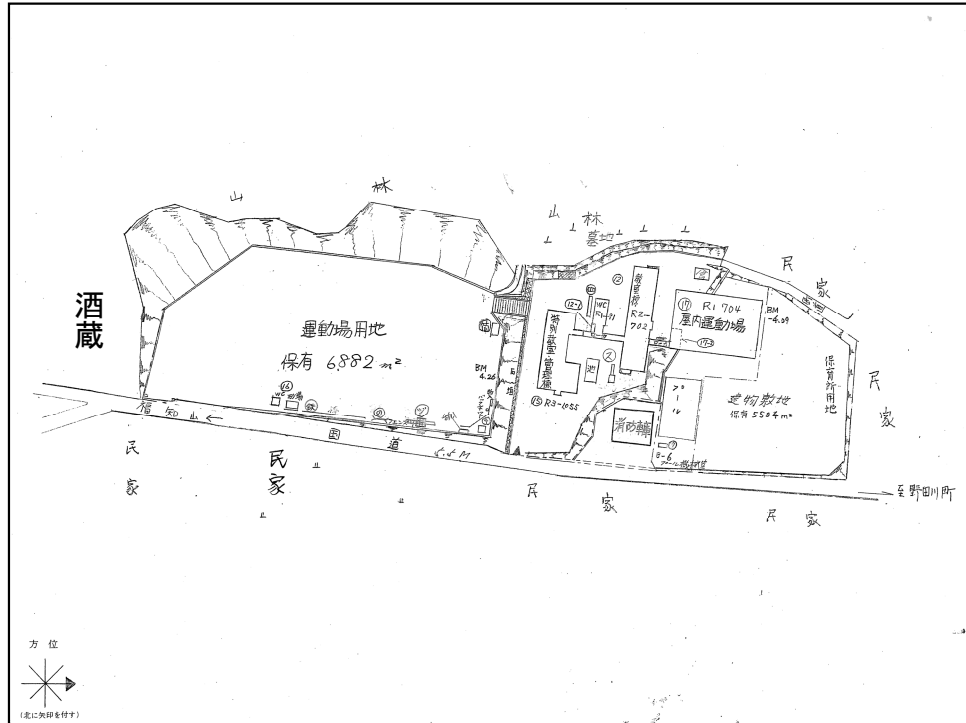
	年	月	学校の主な出来事
明治	7年	7月	共立小学校として開校
昭和	22年	4月	新学制実施・与謝村立与謝小学校と改称
	29年	12月	町村合併により加悦町立与謝小学校と改称
平成	32年	8月	グラウンド拡張工事完了
	42年	7月	水泳プール完成
	49年	4月	教室棟竣工
	58年	2月	特別教室・管理棟竣工
	63年	3月	グラウンド拡張工事完了
	元年	9月	グラウンド倉庫完成
	2年	3月	グラウンドバックネットフェンス完成
	2年	8月	教室棟床面改修工事完成
	3年	7月	グラウンド斜面工事完成
	7年	3月	体育館竣工
	10年	6月	プールサイド・ポンプ、フェンス等改修
	11年	8月	コンピュータ教室改修
	14年	9月	児童トイレ改修
	18年	3月	町村合併により与謝野町立与謝小学校と改称
	22年	8月	下水道工事完成、本館トイレ改修
令和	2年	3月	閉校

旧与謝小学校の概要

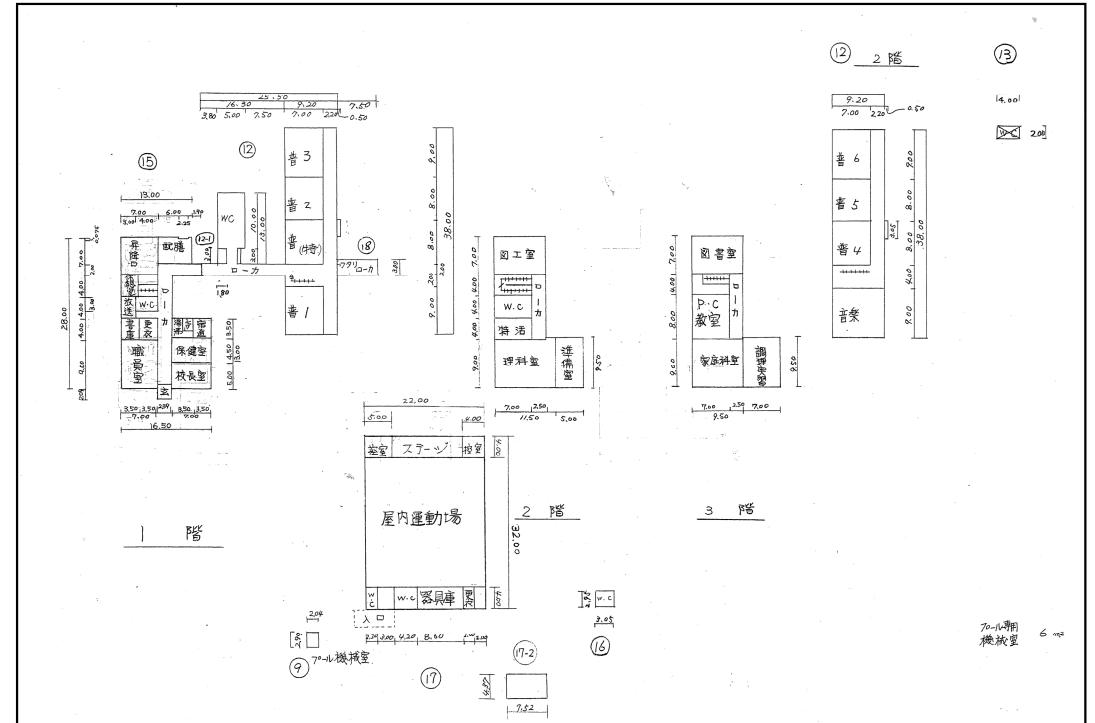
施設名		旧与謝小学校	所在	与謝野町字滝468番地
敷地面積		12,386㎡（うちグラウンド用地 6,882㎡）		
建物概要		<p>①特別教室・管理棟 構造：RC造、階数：3階建、延床面積：1,055㎡ 竣工年：昭和58年、耐震診断：不要（新耐震）</p> <p>②教室棟 構造：RC造、階数：2階建、延床面積：793㎡ 竣工年：昭和49年、耐震診断：済（耐震補強：不要）</p> <p>③屋内運動場 構造：RC造、階数：1階建、延床面積：704㎡ 竣工年：平成7年、耐震診断：不要（新耐震）</p>		
法令等制限	都市計画法	都市計画区域外		
	建築基準法	用途地域：なし 建ぺい率・容積率：指定なし		
	その他の法律	なし		
施設の状況		施設名	設置状況	事業所名
		電気	高圧受電	関西電力送配電株式会社
		上水道	接続済	与謝野町役場上下水道課
		下水道	接続済	与謝野町役場上下水道課
		都市ガス	個別プロパンガス	
交通近接状況		鉄道	京都丹後鉄道 与謝野駅 物件の南方約18.3km・徒歩圏外	
		バス	丹海バス与謝線 滝バス停留所 物件の北方約0.2km・徒歩約3分	



旧与謝小学校平面図



配置図



平面図

旧与謝小学校管理運営状況

旧与謝小学校は令和元年度末をもって廃校となり、以降はグラウンドと体育館は社会体育施設、校舎は普通財産として管理運営している状況です。

施設管理運営経費

(千円)

科目/年度	H29	H30	R1	R5	R6	R7	備考
燃料費	368	349	336	0	0	0	
光熱水費	1,548	1,719	1,490	465	643	566	
建物共済負担金	98	97	97	109	109	109	
検査手数料	6	0	0	0	0	0	水質等検査手数料
修繕料	1,614	829	8	32	12	0	
機械警備委託料	183	183	185	0	0	0	
自家用電気工作物保安業務委託料	143	143	144	145	145	145	
消防設備点検委託料	11	13	14	7	26	25	
その他委託料	110	90	50	165	267	274	草刈・植木管理、清掃

施設収入

(千円)

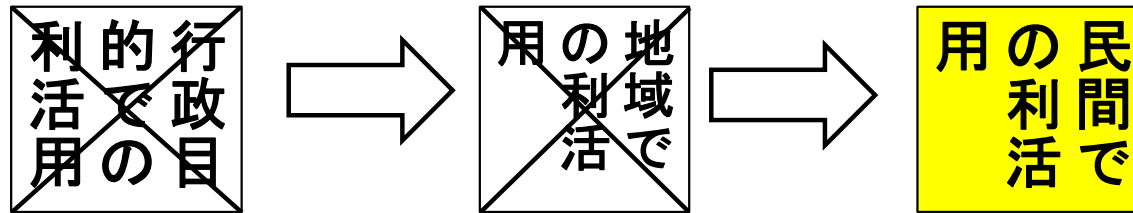
科目/年度	H29	H30	R1	R5	R6	R7	備考
使用料	—	—	—	9	28	17	社会体育施設使用料

利活用検討の手順

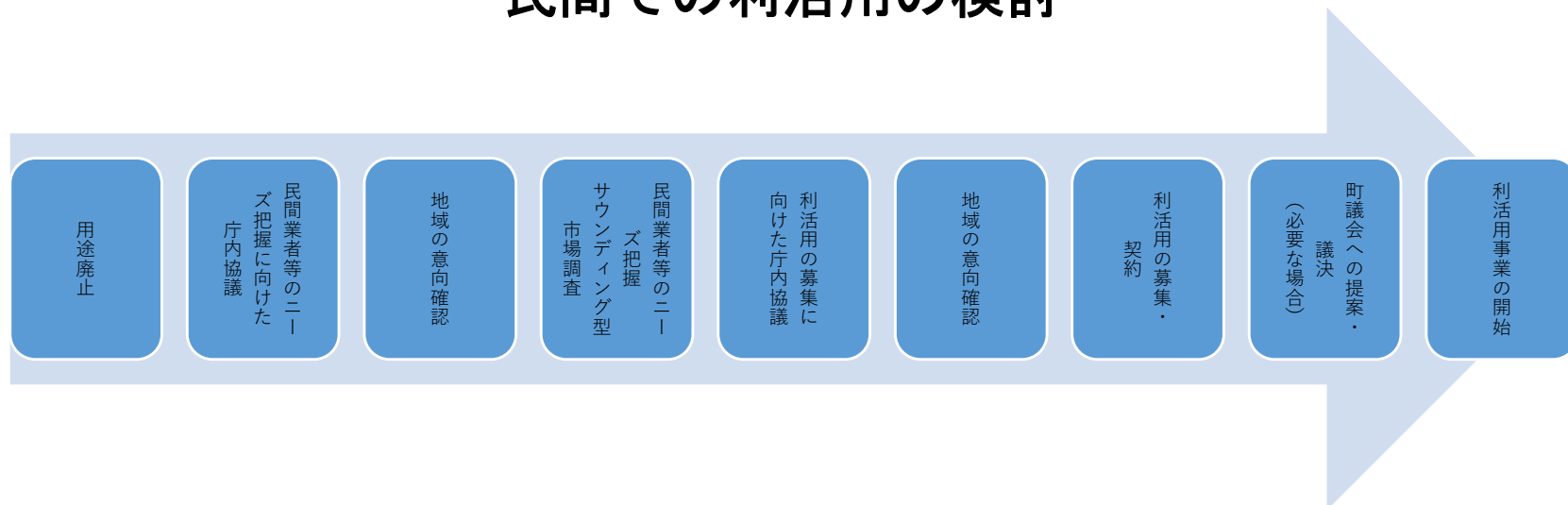
与謝野町公共施設等総合管理計画における旧与謝小学校の方針

- ・ 令和2年度に加悦小学校に統合

内規に従った利活用の検討



民間での利活用の検討



事業の課題・利活用に期待する点

施設の課題

- ・ 地域のシンボルであった施設の遊休化
- ・ 今後の維持管理コスト
- ・ 施設の規模・構造等の特性による二次利用の困難性

利活用に期待する点

- ・ 地域活性化に貢献する利活用
（例 自治会との連携、地域団体との連携、高校生との連携）
- ・ 維持管理コストの軽減
- ・ 施設の一体管理

利活用に際して配慮いただきたい点

- ・ 施設整備、事業運営等に当たっては、周辺の住環境への影響に配慮願います。
- ・ 地域防災計画に規定により災害発生時における避難所の開設や避難地としての利用、また応急仮設住宅建設予定地、災害廃棄物仮置場候補地としての選定 について配慮願います。

与謝野町企業立地支援制度

与謝野町では、当町への企業進出、立地を促進するため「与謝野町企業立地促進条例」に基づき、次の企業立地支援制度を設けています。条例に基づく奨励措置を受けられるためには、奨励事業所等の指定が必要となります。事前にご連絡ください。

法令・条例名	措置	対象地域・対象業種	対象要件（業種・投下固定資産額）	内容
与謝野町企業立地促進条例	奨励金	町内に新設又は増設するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○固定資産の取得価格 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農林水産資源を活用する製造業又は製造業に属する事業のうち農業に属する事業 500万円以上 ・前欄に定めるものを除く製造業又は製造業に属する事業に類する事業のうち農業に属する事業を除く事業 ・自然科学研究所 ・道路貨物運送業 ・倉庫業 ・運輸に附帯するサービス業 ・宿泊業・飲食サービス業 1,000万円以上 ・情報関連産業 300万円以上 ・その他町長が別に認める事業 ○町民又は近隣住民(6市町の住民)の増加正規雇用者2人以上	○支援対象の投下固定資産に係る固定資産税相当額(5年間)
	助成金			○投下固定資産取得費の5%以内の額(上限額:2,000万円)
	雇用奨励金			○奨励事業所等の増設等に伴い増加(2名以上必要)した町民又は近隣住民の正規雇用者数に70万円(町民)又は20万円(近隣住民)を乗じて得た合計額(上限額:1,000万円)
	利子補助金			○投下固定資産取得に要した経費のうち、公的機関及び一般金融機関からの借入金に係る利子補給(年利率1%以内、上限額:200万円、創業開始日から5年間)
過疎法	固定資産税等の免除(3カ年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○対象業種 <ul style="list-style-type: none"> ・製造業 ・旅館業 ・農林水産物等販売業 ・情報サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象資産 <ul style="list-style-type: none"> 土地:直接事業の用に供する部分・取得後1年以内の対象家屋を建設した場合に限る家屋・建物のうち直地事業の用に供する部分 償却資産:建物附属設備・構築物・機械及び装置のうち直接事業の用に供するもの ○設備投資の基準額(製造業・旅館業の場合) <ul style="list-style-type: none"> 資本金5,000万円以下 …… 所得価格500万円以上 資本金5,000万円超1億円以下 …… 取得価格1,000万円以上 資本金1億円超 …… 取得価格2,000万円以上 	

